

2023年11月10日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「DIAMバランス・インカム・オープン（毎月分配型）」

繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社の追加型証券投資信託「DIAMバランス・インカム・オープン（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託財産の状況等に鑑み、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、異議申立て手続きをもって決定されます。2023年11月10日時点の当ファンドの受益者の皆さまのうち、繰上償還（信託終了）についてご異議のある方は、書面によりその旨をお申し出ください。

繰上償還（信託終了）は、ご異議を申し立てられた受益者さまの受益権口数が、2023年11月10日の受益権総口数の2分の1を超えない場合に可決されます。

■ 必要なお手続きについて

当ファンドの繰上償還にご異議がある場合：

「異議申立て」を行ってください。

3ページの「繰上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続き」をご参照いただき、書面をご郵送ください。

繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

〔コールセンター〕0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2006年9月28日に設定し、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に外国債券および国内株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりました。

しかしながら、運用残高の減少傾向が続いていることに加え、今後の増加も見込み難い状況となっていることから、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に定める運用の継続が困難となる可能性が高まっております。

このような状況に鑑み、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還（信託終了）することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2 手続きの日程と概要

公告日	2023年11月10日	本手続きの対象となる受益者の確定日
異議申立期間	2023年11月10日～ 2023年12月19日	ご異議のある受益者の異議申立受付期間
繰上償還実施判定日	2023年12月20日	繰上償還の可否決定日
異議申立受益者の 買取請求期間(予定)	2023年12月27日～ 2024年1月15日	異議申立てされた受益者の買取請求期間
繰上償還日(予定)	2024年2月8日	可決した場合の繰上償還予定日

- ※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。
（ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>）
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ※ 書面による異議申立てについては、2023年11月10日現在の受益者の皆さまを対象としております。2023年11月11日以降に取得された受益権口数（2023年11月9日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による異議申立ての方法

【繰上償還（信託終了）にご異議のある場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※当ファンドの繰上償還（信託終了）に同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

【線上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続き】

当ファンドの線上償還（信託終了）にご異議のある受益者の皆さまは、「書面」（官製はがき、封書等の書式自由）に以下の書面にご記入いただく内容をご記入いただき、アセットマネジメントOne 株式会社にご郵送ください。

なお、2023年12月19日までにアセットマネジメントOne 株式会社
に到着した分を有効とさせていただきます。

書面にご記入いただく内容

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| a. ファンド名 | b. 住所又は所在地 |
| c. 氏名又は法人名（署名・捺印） | d. 電話番号（日中連絡先） |
| e. 保有口数 | f. 取扱販売会社、取引店 |
| g. 口座番号 | h. 線上償還（信託終了）にご異議のある旨 |

＜ご記入にあたってのご注意事項＞

- ・当ファンドの異議申立てに関し、複数の販売会社・支店等で口座をお持ちですべての保有口数で異議申立てをされる方は、保有する販売会社名、取引店名、口座番号、保有口数をそれぞれご記入ください。

書面宛先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング アセットマネジメントOne 株式会社 商品開発グループ ディスクロージャーチーム 異議申立て受付係

＜ご送付いただいた異議申立て書面の取り扱い＞

- ・ご記入内容に不備がある場合などには、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。なお、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne 株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はアセットマネジメントOne 株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、異議申立てに関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定

繰上償還（信託終了）については、2023年12月20日に異議申立ての口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施する場合>

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2023年11月10日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2024年2月8日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は、繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施しない場合>

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2023年11月10日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えた場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに公告し、かつ、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者の皆さまに対して書面を交付いたします。

※異議申立ての結果は、2023年12月20日（繰上償還実施判定日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認ください。

5. ご異議をお申立ての受益者の方の買取請求に関する手続きについて

繰上償還（信託終了）をすることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、当ファンドを購入された販売会社等を通じて、受託会社（みずほ信託銀行株式会社）に対し、受益権にかかる信託財産をもって買取の旨を請求することができます。

買取請求期間（受託受理日）は、2023年12月27日から2024年1月15日までとなります。

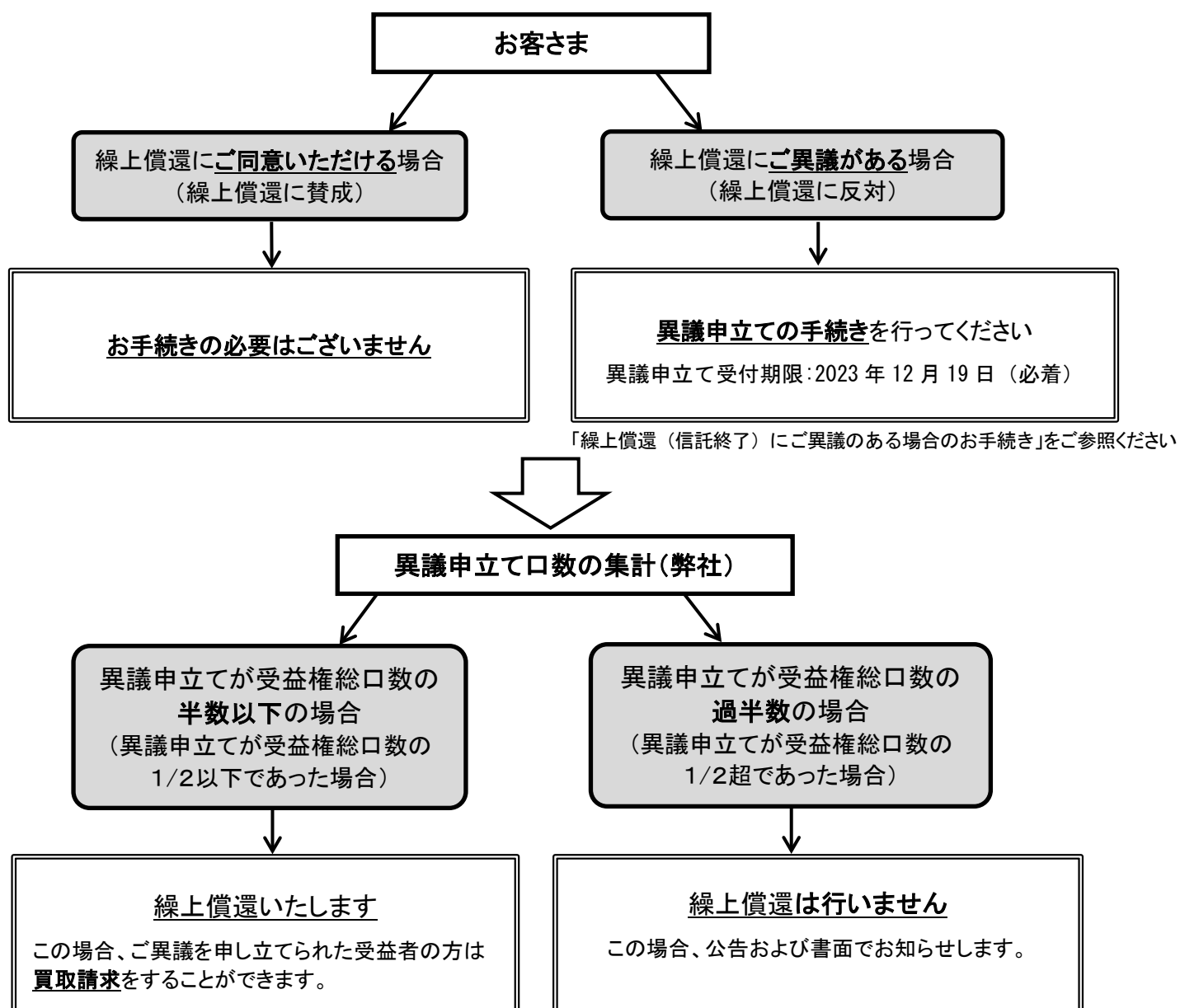
買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料（税込み）および買取計算書送付のための郵送料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。買取代金の収益の税務の取扱いに関しては、法令に則した適正な申告（確定申告）等のお手続きを受益者さまご自身で行っていただく必要がございます。

買取請求に関する書類は、異議申立期間終了後、ご異議を申し立てられた受益者の方に、あらためてアセットマネジメントOne株式会社よりご送付いたします。

この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではありません。販売会社では、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。また、信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

以上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 線上償還（信託終了）にかかる異議申立ての結果は、2023年12月20日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

償還金のお受取りについて

線上償還（信託終了）をすることとなった場合、受益者の皆さまが異議申立てをされたか否かにかかわらず、線上償還日（2024年2月8日）まで保有いただいた受益者の皆さまには、原則として線上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて償還金のお支払いを開始いたします。詳しくは、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

異議申立てをされたお客さまは、受託会社に対し買取請求を行うことができますが、この買取請求手続きは、法令・信託約款の規定に基づく権利であり、必ず行わなければならないものではありません。異議申立期間中・買取請求期間中ともに、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けます。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、お申込みされました販売会社にご確認ください。

<ご参考②> 繰上償還（信託終了）に関するQ & A

Q1：なぜ、繰上償還（信託終了）を行うのですか？

運用残高の減少傾向が続いていることに加え、今後の増加も見込み難い状況となっていることから、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に定める運用の継続が困難となる可能性が高まっております。このような状況に鑑み、当ファンドを繰上償還（信託終了）することが受益者のみなさまにとって有利であると判断し、信託約款に基づく手続きを経て、繰上償還（信託終了）する予定です。

Q2：繰上償還（信託終了）の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合は、お手続きの必要はございません。
繰上償還（信託終了）にご異議のある場合は、お手続きが必要です。3 ページの「繰上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3：繰上償還（信託終了）を実施するか否かは、どのように決定されますか？

異議申立て手続きにより決定します。ご異議を申し立てされた受益者の受益権口数の合計が、異議申立てすることができる受益者の受益権総口数の2分の1を超えない場合は可決され、受益権総口数の2分の1を超えた場合は否決となります。

Q4：異議申立て（繰上償還するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

異議申立て手続きの結果は、2023年12月20日（繰上償還実施判定日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認いただけます。

ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5：繰上償還（信託終了）が決定した場合、異議申立てを行ったファンドはどうなりますか？

異議申立てを行うことによって当ファンド（保有いただいている受益権）に何らかの効力が発生することはありません。また、ご異議を申し立てられた受益者の皆さまには「買取請求のご案内」をお送りしますが、必ず買取請求をしなければならないわけではなく、通常の換金（解約）のお申込みも可能です。

Q6：繰上償還（信託終了）が決定・実施された場合、買付けた資金はどのようにになりますか？

繰上償還（信託終了）が決定された場合、償還に向けた手続きを進めます。異議申立てをされたお客様の買取請求期間終了後、保有資産を売却し現金化するため、運用の基本方針に沿った運用ができなくなり、基準価額は本来の投資対象資産の値動きを反映しなくなる場合がありますこと等にご留意ください。繰上償還（信託終了）の実施後、償還金が支払われます。

Q7：繰上償還（信託終了）が実施された場合、償還価額はいつ分かりますか／償還金はいつもらえますか？

償還価額は償還日に確定します。償還金は、原則として繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

Q8：繰上償還（信託終了）が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

異議申立て手続きにより繰上償還（信託終了）が否決された場合には、運用を継続しますが、純資産総額が小さい場合、運用方針に定められた通りの運用ができない可能性や、投資金額に対してかかる費用の割合が大きくなる場合等があります。

Q9：ファンドを売却することは可能ですか？

繰上償還（信託終了）の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、お申込みされました販売会社にご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】